

掛川市規則第28号

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則をここに制定する。

令和5年12月18日

掛川市長

(別紙)

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例（令和5年掛川市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第7条第2項の抑制区域の範囲は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の重要文化財、同法第58条第1項の登録有形文化財及び同法第109条第1項の史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項の保安林
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに規定する第一種農地（営農型太陽光発電設備の設置予定地を除く。第7号において同じ。）
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (9) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の居住誘導区域
- (10) 静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項の指定有形文化財及び同条例第29条第1項の指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (11) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第19条第1項の特別地域
- (12) 掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）第4条第1項の市指定有形文化財及び同条例第32条第1項の市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (13) 掛川市自然環境の保全に関する条例（平成18年掛川市条例第25号）第8条第1項の保護地区
- (14) 掛川市景観条例（平成22年掛川市条例第17号）第8条第1項の景観形成重点地区

(同意の通知)

第4条 市長は、条例第9条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同意をするときは、再生可能エネルギー発電事業実施（変更）同意通知書（様式第1号）により、条例第10条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により協議を申し出た事業者に通知するものとする。

（同意の基準）

第5条 条例第9条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の周辺に生息する希少野生動植物種の生息環境の保全のために必要な措置が講じられていること。
- (2) 土砂災害その他の自然災害が発生する可能性を低減するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 事業区域の周辺の景観を保全するために必要な措置が講じられていること。
- (4) 反射光、排水等の影響により事業区域の周辺における生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

（軽微な変更）

第6条 条例第9条第5項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業者の変更
- (2) 事業区域の変更（地番の追加又は面積の増加を伴うものに限る。）
- (3) 10パーセント以上の定格出力の増加を伴う変更
- (4) バイオマス発電事業である場合にあっては、バイオマス原料の変更

（協議の申出）

第7条 条例第10条第1項の規定による申出は、再生可能エネルギー発電事業実施協議申出書（様式第2号）を提出して行わなければならない。

2 条例第10条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による申出は、再生可能エネルギー発電事業変更協議申出書（様式第3号）を提出して行わなければならない。

3 前2項に規定する申出書には、事業内容周知状況報告書（様式第4号）を添付しなければならない。

（工事開始等の届出）

第8条 条例第12条第1号に掲げる事由による届出は、同号に規定する工事に着手する日の14日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置工事着手届出書（様式第5号）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第12条第2号に掲げる事由による届出は、同号に規定する事業を開始する日の14日前までに、再生可能エネルギー発電設備発電開始届出書（様式第6号）を提出して行わなければならない。
- 3 条例第12条第3号に掲げる事由による届出は、同号に規定する事業を終了する日の14日前までに、再生可能エネルギー発電設備発電終了届出書（様式第7号）を提出して行わなければならない。
- 4 条例第12条第4号に掲げる事由による届出は、同号に規定する工事に着手する日の14日前までに、再生可能エネルギー発電設備撤去工事着手届出書（様式第8号）を提出して行わなければならない。
- 5 条例第12条第5号に掲げる事由による届出は、同号に規定する工事が完了した日から14日以内に、再生可能エネルギー発電設備撤去工事完了届出書（様式第9号）を提出して行わなければならない。

（身分証明書）

第9条 条例第14条第2項の身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入検査員証（様式第10号）によるものとする。

（指導及び勧告）

第10条 条例第15条第1項の規定による指導は、再生可能エネルギー発電事業指導通知書（様式第11号）により行うものとする。

- 2 条例第15条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書（様式第12号）により行うものとする。

（公表）

第11条 条例第16条第1項の規定による公表は、掛川市公告式条例（平成17年掛川市条例第3号）に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

再生可能エネルギー発電事業実施（変更）同意通知書

年 月 日付けで協議のあった再生可能エネルギー発電事業の実施（変更）について、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例第9条第2項（同条第5項において準用する同条第2項）の規定により、次のとおり同意します。

事業区域	
事業区域の面積	
再生可能エネルギー源の種別	
定格出力	
同意の条件	

様式第2号（第7条関係）

（表面）

再生可能エネルギー発電事業実施協議申出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所

申出者 氏名

電話番号

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり再生可能エネルギー発電事業の実施について協議します。

設備の名称	
事業区域	
事業区域の面積	
事業区域に係る権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生可能エネルギー源の種別	
定格出力	
設置形態 （太陽光発電設備）	<input type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 水上 <input type="checkbox"/> 営農型…栽培作物（ ）
バイオマス発電設備の原料	
再エネ特措法に基づく事業計画認定	<input type="checkbox"/> 有…設備ID（ ） <input type="checkbox"/> 申請中・申請予定 <input type="checkbox"/> 無
設備設置工事開始予定日	年 月 日
発電開始予定日	年 月 日

(裏面)

設備の維持管理計画	
事業区域の維持管理 計画	
設備の撤去計画	

再生可能エネルギー発電事業変更協議申出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申出者 氏名
電話番号

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり再生可能エネルギー発電事業の変更について協議します。

1 対象となる事業計画

設備の名称	
事業区域	
再生可能エネルギー源の種別	
定格出力	

2 変更内容

変更日		
変更事項	変更前	変更後

(裏面)

<p>関係自治区等からの質問、意見等</p>	
<p>質問、意見等に対する回答、対応方針等</p>	

再生可能エネルギー発電設備設置工事着手届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所

届出者 氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手するので、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 備 の 名 称	
事 業 区 域	
事 業 区 域 の 面 積	
再生可能エネルギー源の種別	
定 格 出 力	
関係法令手続進捗状況	
設備設置工事開始予定日	年 月 日
設備設置工事完了予定日	年 月 日
設備設置工事の施工者	

再生可能エネルギー発電設備発電開始届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所

届出者 氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業を開始するので、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 備 の 名 称	
事 業 区 域	
事 業 区 域 の 面 積	
再生可能エネルギー源の種別	
定 格 出 力	
関係法令手続の進捗状況	
設備設置工事完了日	年 月 日
発電開始予定日	年 月 日

再生可能エネルギー発電設備発電終了届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所

届出者 氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業を終了するので、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 備 の 名 称	
事 業 区 域	
事 業 区 域 の 面 積	
再生可能エネルギー源の種別	
定 格 出 力	
発 電 終 了 予 定 日	年 月 日
設備撤去工事着手予定日	年 月 日
設備撤去後の事業区域の取扱方針	

様式第8号（第8条関係）

再生可能エネルギー発電設備撤去工事着手届出書

（あて先）掛川市長

住所

届出者 氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る工事に着手するので、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 備 の 名 称	
事 業 区 域	
事 業 区 域 の 面 積	
再生可能エネルギー源の種別	
定 格 出 力	
設備撤去工事開始予定日	年 月 日
設備撤去工事完了予定日	年 月 日
設備撤去工事の施工者	

再生可能エネルギー発電設備撤去工事完了届出書

（あて先）掛川市長

住所

届出者 氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る工事が完了したので、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則第8条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 備 の 名 称	
事 業 区 域	
事業区域の面積	
再生可能エネルギー源の種別	
定 格 出 力	
設備撤去工事開始日	年 月 日
設備撤去工事完了日	年 月 日
設備撤去工事の施工者	

（表面）

第 号	
再生可能エネルギー発電設備立入検査員証	
掛川市長 氏 名 <input type="checkbox"/>	
所 属	
職 名	
氏 名	

（裏面）

<p>1 この証明書は、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例第14条第1項の規定により立入検査を行う職員が、その身分を示す証明書として使用する。</p> <p>2 立入検査を行う職員は、この証明書を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 この証明書を上記以外の目的で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡してはならない。</p>
--

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

再生可能エネルギー発電事業指導通知書

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり通知します。

事業区域	
事業区域の面積	
再生可能エネルギー源の種別	
指導内容及び理由	

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

再生可能エネルギー発電事業勧告書

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例第15条第2項
第 号の規定により、次のとおり勧告します。

事業区域	
事業区域の面積	
再生可能エネルギー源の種別	
勧告内容及び理由	